

## 2040年の人口

2040年。徳島県の人口は57.1万人(21.4万人減少)になり、65歳以上の高齢者の比率が40.2%になる。大都市に人口が集中し、東京周辺の割合が増大する。人口問題研究所の推計である。この報道に多くの人が衝撃を受けた。この予測は恐らく正しいのだろう。今後、個人でも法人でも重要な意思決定をする時には、人口問題を考慮せざるを得ないこととなる。ただ残念なことが一つある。私が2040年を迎える可能性がほぼ無いことだ。



(竹内)

## 平成25年度税制改正で拡充された グリーン投資減税

平成25年度税制改正によりグリーン投資減税(環境関連投資促進税制)が拡充されました。(下図<経済産業省資料より>を参照)

7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 即時償却 【平成25年3月末まで】	・太陽光発電設備 (10kW以上) ・風力発電設備 (1万kW以上)	→	7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 即時償却 【平成27年3月末まで】	・太陽光発電設備 (10kW以上) ・風力発電設備 (1万kW以上) ・ <b>コージェネレーション設備</b>
7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 30%特別償却 【平成26年3月末まで】	・コージェネレーション設備 ・ハイブリッド建設機械 ・電気自動車 ・電気自動車用急速充電設備 等		7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 30%特別償却 【平成28年3月末まで】	・ハイブリッド建設機械 ・電気自動車 ・電気自動車用急速充電設備 ・ <b>中小水力発電設備</b> ・ <b>下水熱利用設備</b> ・ <b>定置用蓄電設備</b> ・ <b>LED照明</b> ・ <b>高効率空調</b> 等

【対象設備の例】



コージェネレーション設備



LED照明

従前、太陽光発電・風力発電設備のみであった即時償却(取得価額までの特別償却)の対象に、「～発電効率及び廃熱回収効率の合計値が72%以上(発電出力10kW未満のものにあっては、80%以上)」などの要件を満たす「コージェネレーション設備(熱電併給型動力発生設備)」が追加された上、その適用期限が平成27年3月31日まで延長されました。

また、LED照明単独で30%特別償却(中小企業者等のみ7%税額控除との選択可)の適用ができるようになりました。ただし、建物の階層ごとに台数の90%以上を同時設置する等の要件が盛り込まれました。

その他、出力が3万kW未満等の要件を満たす「中小水力発電設備」や高断熱窓装置・高断熱窓ガラスの一定のもので、建物の窓面積・窓ガラス面積の90%以上の部分に同時に設置する場合に限る等の要件を満たした「高断熱窓設備」、建物等に設置される蓄電池で蓄電容量の合計が5kW時以上(ナトリウム・硫黄電池を利用するものにあつては、3千kW時以上)等の要件を満たした「定置用蓄電設備」なども30%特別償却・税額控除の対象に追加されました。

なお、資源エネルギー庁のHPから、「※グリーン投資減税について」→「対象設備一覧」に進むと、各対象設備の定義が確認できます。

(大寺)

## 健康保険被扶養者資格の再確認の実施について

協会けんぽでは、5月末から7月末までの間、被扶養者資格の再確認を実施しており、今年度も5月末から順次、「被扶養者状況リスト」が送られています。

再確認の対象となるのは、『H25.4.1において18歳未満の方』と『H25.4.1以降に被扶養者認定を受けた方』以外の方です。

被扶養者となることができる要件は以下のとおりです。

◎被保険者と同居・別居いずれでもよい人

- ・配偶者（内縁関係でもよい）
- ・子、孫および弟妹
- ・父母、祖父母などの直系尊属

◎被保険者と同居していることが条件となる人

- ・兄姉、伯叔父母、甥姪などとその配偶者、孫・弟妹の配偶者、配偶者の父母や子などの3親等内の親族
- ・内縁関係の配偶者の父母および子
- ・内縁関係の配偶者死亡後の父母および子

また、上記以外にも対象者の年収の要件があり、「主として被保険者の収入により生計を維持していること」が必要です。

### 6月の社会保険労務

10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満：請負金額19,000万円未満の工事>（労働基準監督署）  
30日 健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）  
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）  
状況報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）  
児童手当現況届

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届  
旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届

※ 労働保険の年度更新（1日～7月10日）  
男女雇用機会均等月間  
外国人労働者問題啓発月間  
男女共同参画週間（23日～29日）



（岩佐）

### 資産税係

#### 住宅はいつ建てるのがお得？

平成25年度税制改正では住宅ローン控除の改正があります。これは、平成26年4月1日以降に一般住宅を購入した場合、現行200万円の控除枠が400万円に拡大するという改正です。ただしこの制度は、消費税増税の駆け込み需要やその反動による需要の落ち込みを防ぐことが目的なので、消費税5%の適用を受けた場合（請負契約に関する経過措置を利用した場合）には適用はないことになります。

ここで気になるのが、消費税の増税前に買うのがいいのか、増税後に買うのがいいのか、経過措置を使った方がいいのか悪いのか…ということです。

簡単な例で考えてみましょう。4,000万円の土地と住宅を購入、土地は3,000万円で建物は税抜きで1,000万円とします。土地の消費税は非課税で、建物の消費税が現行50万円、改正後は80万円です。一方全額借入をしたとすると住宅ローン控除は土地と建物の両方が対象となりますので、4,000万円について1%、10年間で最大400万円の控除となりますので改正前と比べて200万円多く控除できることとなります。消費税30万円の節約のために、住宅ローン控除で200万円の損をする可能性もあります。逆に、このケースで土地はもともと持っていて、建物だけを1,000万円の借入金で建てた場合には、住宅ローン控除は改正前の借入限度額の範囲内となり改正前後で控除額は変わりませんので、消費税の増税前に建てたほうが節税になります。

このように、住宅をいつ建てた方が税金面でお得なのかは、借入金の有無やその金額、控除を受ける方の10年間の所得税と住民税の見込み、建物に含まれる消費税の金額などを踏まえて検討する必要があります。

ご検討中の方は事前にぜひご相談ください。

契約時期	引渡時期			
	平成26年3月まで		平成26年4月以降	
	消費税	住宅ローン控除（最大）	消費税	住宅ローン控除（最大）
平成25年9月まで	5%	200万円	5%	200万円
平成25年10月以降			8%	400万円



（坂田）

入札・契約制度の改正のうち、今回は、「地元企業の育成と適切な競争環境の整備」について説明いたします。

① 格付けの見直し ※既に実施済みのため省略

② 総合評価落札方式の充実

■評価項目の見直し

(1) 災害時支援協定等関係

- ・県と災害時支援協定を締結し、かつ、広域的な災害時相互支援協定を締結 **3点**
- ・県の主催する家畜伝染病発生時の支援活動に関する訓練研修に参加 **2点**

} 評価項目に追加

(2) 建設機械関係

- ・バックホウとトラクタショベルをあわせて3台以上保有 **5点**
- 上記の内、1台以上が排出ガス対策型バックホウ又はトラクタショベルである場合 **7点**

■工事成績の評価方式等の見直し

(1) 配点の見直し

- ・企業及び配置予定技術者の工事成績の配点を **5点加算**

(2) 評価方式の見直し

- ・企業及び配置予定技術者の評価を計算式による **直線的評価**に見直す

(3) 請負金額による補正係数の見直し

- ・請負金額による補正係数  $\beta$  を2段階から **3段階**に見直す

(待田)

## 会計制度

### 計算書類の注記表について③

前回お伝えしたように会社計算規則では、原則として個別注記表を作成するよう要求されています。今回から、個別注記表に記載すべき重要な注記事項についてご説明します。

まずは「重要な会計方針に係る事項に関する注記」について、です。

重要な会計方針に係る事項に関する注記例	
(a)	資産の評価基準及び評価方法
(b)	固定資産の減価償却の方法
(c)	引当金の計上基準
(d)	収益及び費用の計上基準
(e)	その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項



会計基準では各々の会社の経営実態をより明確に表示することができるよう、1つの会計事象に対して複数の会計方針（作成方法）が認められているケースがあります。

例えば、(a)資産の評価基準なら時価（現在の値段）基準または取得原価（買った時の値段）基準、(b)固定資産の減価償却の方法なら定率法（償却費の額は初めの年ほど多く、年とともに減少する）または定額法（償却費の額が原則として毎年同額となる）等、採用した会計方針によって（経営実態は何ら変化していなくても）会社の利益が変動してしまいます。

このような情報を利害関係者に伝えるための文章が「重要な会計方針に関する注記」ということになります。

(渡邊)

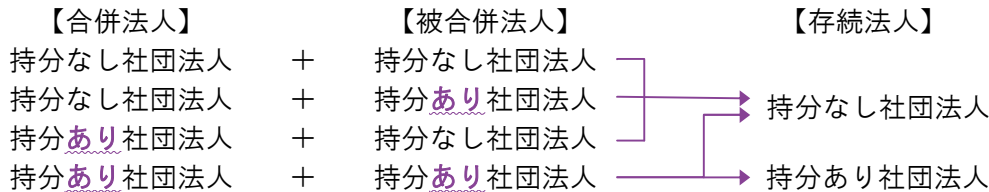
## 6月の税務

- |   |  |
|---|--|
| <p>1 所得税の予定納税額の通知<br/>通知期限…6月17日</p> <p>2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）<br/>納期限…6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日</p> <p>3 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（24年12月～25年5月分）の納付<br/>納期限…6月10日</p> <p>4 4月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞<br/>申告期限…7月1日</p> <p>5 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞<br/>申告期限…7月1日</p> | <p>6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞<br/>申告期限…7月1日</p> <p>7 10月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）<br/>申告期限…7月1日</p> <p>8 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞<br/>申告期限…7月1日</p> <p>9 消費税の年税額が4800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2ヵ月分）＜消費税・地方消費税＞<br/>申告期限…7月1日</p> |
|---|--|

社団医療法人の合併

社団医療法人は、総社員の同意を得て、都道府県知事の認可を受けた後、他の社団医療法人と合併することが可能です。(医法 57①)

社団医療法人が合併した場合の **選択可能** な組織形態



原則・・・存続法人は持分なし社団法人のみ (医法 44⑤)

例外・・・いずれもが持分あり社団法人の場合、持分あり社団法人を選択可 (医法規則 35②)

(田中)

リスマネ委員会

初回保険料後払制度

キャッシュレスで保障を開始する「初回保険料後払制度」をご紹介します。

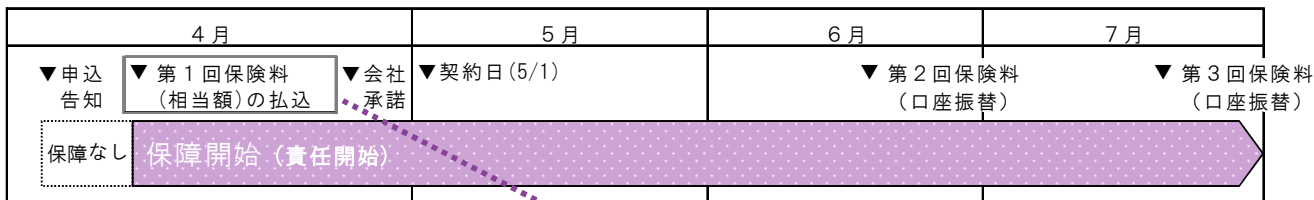
従来までの申し込み手続きでは、申込書の提出と健康状態に関する告知や審査を受けるとともに、現金を準備して初回保険料として払い込む必要がありました。

そこで、普通保険約款を改定し、保障開始の要件から初回保険料の受領を外すことで、申し込みと告知を保険会社が受領した時点で保障を開始し、契約成立後に口座振替などで初回保険料を払い込む「初回保険料後払制度」が実現されました (一時払契約、団体保険は除外)。

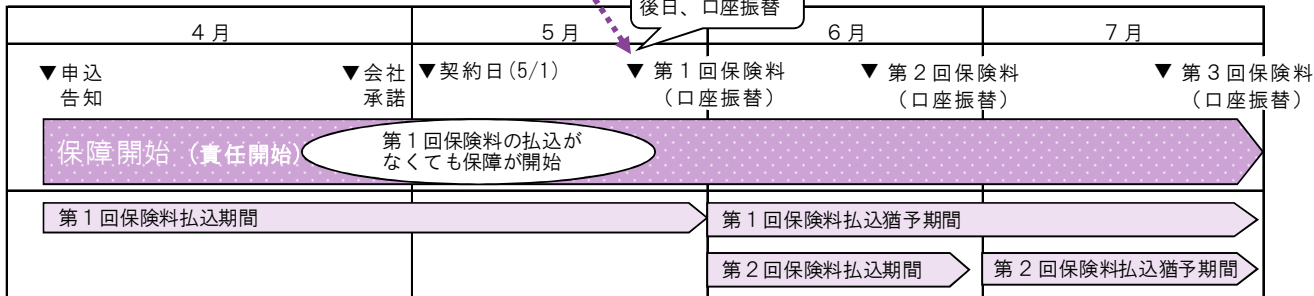
この制度によってキャッシュレスでの申し込み手続きが可能となりました。

**本制度による手続きの流れ(例)**

■従来の取扱 (口座振替扱・月払)



■「初回保険料後払制度」導入後 (口座振替・月払)



(近藤)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....

.....

.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人  
 さくら社会保険労務士法人  
 労働保険事務組合 徳島県労務能率協会  
 〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
 ホムレポータル : <http://www.skr39.co.jp/>  
 Eメール : [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)  
 TEL : 088-625-2556  
 FAX : 088-654-1181